

南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 7 月 2 3 日 告示第 1 2 6 号

令和 8 年 4 月 1 5 日 告示第 7 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 5 3 年南国市条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定に基づき、南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 この補助金は、がん治療における薬物療法若しくは放射線治療による脱毛又は手術療法による乳房切除等の外見変貌を補完する補整具の購入費用を補助することにより、購入に係る経済的負担を軽減し、もってがん患者の就学、就労等の社会参加の促進及び療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる補整具（以下「補助対象補整具」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象補整具を購入した日の属する年度内に南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付しないと決定したときは南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第 6 条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた者があ

る場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、南国市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年告示第79号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 第4条の規定による交付の申請時点において、南国市の住民基本台帳に登録され、かつ、現に南国市に居住していること。 (2) がんと診断され、薬物療法、放射線治療、手術等のがんの治療を受けた者又は現に受けている者であること。 (3) がんの治療に伴い脱毛し、又は乳房を切除し、補助対象補整具を購入していること。 (4) 過去にこの補助金又は他の市区町村等からの同様の補助金等を受けていないこと。 (5) 南国市税等を滞納していないこと。
補助対象補整具	次のとおりとする。ただし、医療保険各法による医療に関する給付又は国若しくは他の市区町村等の補助制度の対象でないものに限る。 (1) がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用する全頭用又は部分用のウィッグ（当該ウィッグ装着に必要な頭皮保護用のネット及び毛付き帽子を含む。） (2) がん治療に伴う外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための次に掲げる乳房補整具 ア 補整下着 イ 人工乳房等の胸部補整具 ウ 乳がん用バスタイムカバー
補助対象経費	1 補助対象補整具の購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。） 2 前項の規定にかかわらず、購入のために要した次に掲げる費用は、補助の対象としない。 (1) 交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用 (2) 付属品、ケア用品等の購入費用 (3) 文書料 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用
補助金の額	補助対象経費の額又は2万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。